

【自治会活動への支援】

自治会研修事業補助金

1 概 要

自治会運営におけるデジタル化、住民の福祉向上、健康増進等をはじめ、研修を通じた住民相互の親睦及び連帯感の醸成を図るため、甲斐市自治会連合会が、自治会が行う研修に対し助成を行う。

2 補助対象 各自治会

3 補助対象事業

自治会が主催者として行う研修で、当該自治会住民を対象に行うもの。

ただし、特定の団体やグループのみを対象とするものを除く。

＊原則年度間1回まで

4 補助対象経費

講師料（謝礼）

5 補助金額

10,000円（ただし、講師料が10,000円以下の場合には、その額）

6 補助金の申請等

手続きの流れ

	項 目	様 式	備 考
1	研修内容（講師）の決定		
2	交付申請書提出 (開催予定日の概ね 2 週間前 までに提出)	様式第 1 号	市民協働推進課又は各支所市民 地域課庶務・環境土木係へ提出
3	交付決定	様式第 2 号	申請自治会へ通知書を送付
4	研修事業実施		
5	実績報告書提出	様式第 3 号	市民協働推進課又は各支所市民 地域課庶務・環境土木係へ提出
6	補助金支払		現金による支払い

7 注意事項

(1) 特定の団体等を対象に行う研修については補助対象となりません。

対象とならない例：老人クラブが行う研修

対象となる例：地区のお年寄りを対象とした研修

(2) 複数の自治会が合同で行う場合の扱い

①複数の自治会が合同で行う場合は、各自治会1回実施として扱う。

この場合も、補助上限額は10,000円

②1自治会が主催し、その区域の住民に加え、その周辺区域の住民が参加する研修について⇒1自治会の研修として扱う。

(3) 実績報告書の添付書類について

実績報告書(様式3)を提出する際には、添付書類として以下の2点が必要となりますので準備をお願いします。

①講師料の領収書

②写真(研修会の開催状況を撮影したもの)

甲斐市役所 市民協働推進課 市民協働係
(甲斐市自治会連合会事務局)
TEL 055(278)1704
FAX 055(276)7214
Mail shiminkyoudou@city.kai.yamanashi.jp